

2015 年 12 月 14 日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 清水谷 卓

ベトナム国 ベンチェ省水管理事業
(協力準備調査 (有償))
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・ 日時 : 2015 年 11 月 2 日 (月) 14:00~18:11
- ・ 場所 : JICA 本部 (会議室 : 1 階 111 会議室)
- ・ ワーキンググループ委員 : 石田委員、佐藤委員、清水谷委員、谷本委員、長谷川委員、松本委員
- ・ 議題 : ベトナム国ベンチェ省水管理事業準備調査に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・ 配付資料 : ベトナム国 ベンチェ省水管理事業準備調査助言委員会資料
- ・ 適用ガイドライン : 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月)

全体会合 (第 64 回委員会)

- ・ 日時 : 2015 年 12 月 7 日 (金) 14:30~17:06
- ・ 場所 : JICA 本部 (会議室 : 1 階 113 会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

全体事項

1. 事業対象地域において、科学的根拠に基づき塩水が遡上してくる範囲（予測値）を地図上に示し、輪中の中に入り込む大小の河川（クリークを含む）の本数の情報と共に DFR に記述すること。
2. 助言 1 により明らかになった塩水遡上の状況に対して、本事業で推奨されているアプローチが塩水遡上の防止に有効である科学的裏付けをこれまでの研究・現地調査および類似事例をもとに DFR に記述すること。
3. モニタリング機材によって測定される塩分濃度に係わる情報については、水門におけるゲート操作に供されるだけではなく、その情報が広く受益者に伝達されるようなメカニズムの構築の必要性を DFR に記述すること。
4. 社会経済状況の把握において、ベンチエ省の住民の生業についての全体的データを可能な限り DFR に記述すること。
5. 社会経済状況の把握において、識字率（男女など、属性別）について DFR に記述すること。
6. 塩水遡上の防止や生計の維持・向上等、本事業の便益と費用を定量的・定性的に調査し、その結果を DFR に記述するとともに、可能な範囲で図示すること。

代替案の検討

7. メコン河流域国の水利用管理が当該事業にもたらす中長期の影響について、ゼロオプションだけでなくその他の全てのオプションにおいても記述をおこなうこと。
8. ソフト（土地利用計画）対策の良さが評価される項目を比較表に追加すること。
9. 推奨案がハード対策とソフト対策を併用する案であることが分かるように DFR に記述すること。
10. 代替案の比較と評価において、自然環境への影響について記述する際、水質汚濁に関してもその見解を述べること。
11. スコーピング案の代替案検討で推奨されている「ハード対策とソフト対策を併用する案」について、ハード・ソフト両対策のより具体的な組み合わせに関わる代替案を可能な限り再検討すること。

スコーピング・マトリックス

12. 水質汚濁、底質、廃棄物、水象、水利用、生態系、既存の社会インフラ・社会サービス、被害と便益の偏在の項目について、B-への評価の見直しを行うと共に、評価理由の欄にそれぞれ該当する事由を簡潔に追記すること。
13. ベトナム側で既に EIA を実施しているが、その内容・結果と今回のスコーピング案との関係性や位置づけを明確にし、DFR に記述すること。

環境配慮

14. 乾季における水質汚濁の状況について、地図を用いて DFR に記載すること。
15. 水質指標値の算出に使用された項目を提示すること。
16. 水門の設置がもたらす、水象への影響、水質汚濁（富栄養化を含む）の評価を行うとともに、対策を検討し、その結果を DFR に記述すること。
17. 水門で挟まれた都市内の下水の排出による水質汚濁の評価及び対策を検討し、DFR に記述すること。
18. 本事業の河岸浸食への影響および水門建設予定地における河岸浸食の本事業への影響を調査し、その結果を DFR に記述すること。
19. 水門の建設による乾季の水位低下が酸性硫酸塩土壌（ASS）の問題を悪化させ、稲作などの生計手段に影響を与えるかを調査し、その結果を DFR に記述すること。
20. 水門並びに護岸の工事によって伐採されるマングローブなどの種類と面積を明らかにし、必要とされる場合にはそれらの代償植林地を設定すると共に、マングローブなどの植物域に依拠する生態系に対する負のインパクトへの緩和策を DFR に記述すること。
21. 魚類・水生生物については、捕獲調査ならびに漁師・仲買人等へのヒアリングによって、さらに動物については補足調査によって、得られた情報を DFR に記述すること。

社会配慮

22. 水稲や果樹を栽培する農家と汽水を利用したエビ養殖者との間の用排水ニーズの対立を調査し、対立がある場合は緩和策を策定し、その内容を DFR に記述すること。
23. エビ養殖池の位置を専業と、稲作との輪作に分けて DFR に図示すること。
24. 被影響世帯における、土地なし住民の有無、生業、経済状況など、可能な限り情報収集に努め、その結果を DFR に記述すること。
25. 今後の生計手段獲得に向けた具体的な支援策を検討し、その結果を DFR に記述すること。
26. 水門の建設に必要な用地取得面積とは別に、水門ごとのアクセス道路のために必要な用地取得面積を DFR に記述すること。
27. 水を原因とする、もしくは水に関係する疾病（住血虫症、糸状虫症、など）の有無を確認し DFR に記述すること。

ステークホルダー協議・情報公開

28. 被影響コミュニティ全体の人口データを、稲作、果樹栽培、エビ養殖など影響を受ける生業ごとに一覧表にした上で、現地ステークホルダー協議の対象をその内訳として DFR に記述すること。
29. ステークホルダー協議において、より協議を活発化させるために、可能な限り男女や役職などの属性に応じて協議する場・機会を分けるなどの措置を講じること。

30. 参加者の発言内容において、可能な限りその発言者の属性を明記すること。

その他

31. 予測および評価手法の記述に関して、環境項目が塩分拡散等のようにシミュレーションや評価基準の想定が可能なものについては、より具体的に提示すること。

32. 緩和策を導入することでどの程度影響を緩和できるのか、その程度を出来る限り示すこと。また、モニタリング計画上で、出てきた結果を比較するための指標や目標値を出来る限り示すこと。

以上